

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成18年3月9日(2006.3.9)

【公開番号】特開2000-208275(P2000-208275A)

【公開日】平成12年7月28日(2000.7.28)

【出願番号】特願平11-7446

【国際特許分類】

H 05 B 33/14 (2006.01)

H 05 B 33/10 (2006.01)

【F I】

H 05 B 33/14 Z

H 05 B 33/10

【手続補正書】

【提出日】平成18年1月16日(2006.1.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 a ) 透明導電層と、  
 b ) 透明導電層の背面に配置されたバインダー層と、  
 c ) 発光粒子を含んでなる粒子の実質的に単層からなり、バインダー層を介して透明導電層の背面に接着された発光粒子層と、  
 d ) 発光粒子層の背面側に配置され、絶縁体粒子を含んでなる絶縁層と、  
 e ) 絶縁層の背面側に配置された背面電極  
 とを有してなるエレクトロルミネッセンス素子において、

上記発光粒子は上記バインダー層中に包埋されており、透明導電層の幅方向寸法は発光層の幅方向寸法よりも大きいことを特徴とするエレクトロルミネッセンス素子。

【請求項2】 蛍光体粒子間の隙間部分には高誘電率の充填材はほとんど又は全く充填されない請求項1に記載のするエレクトロルミネッセンス素子。

【請求項3】 前記透明導電層、前記発光粒子層、前記絶縁層および前記背面電極は、前記透明導電層の長さ方向に沿って連続して延在し、

さらに、前記透明導電層の背面に電気的に接続され、前記透明導電層の幅方向寸法よりも小さな幅方向寸法を有し、かつ、前記透明導電層の長さ方向に沿って連続して延在するする少なくとも1つのバスをさらに含んでなり、そのバスは前記背面電極とは電気的に接続されていない請求項1に記載のエレクトロルミネッセンス素子。

【請求項4】 a ) 透明導電層と、  
 b ) 透明導電層の背面に配置されたバインダー層と、  
 c ) 発光粒子を含んでなる粒子の実質的に単層からなり、バインダー層を介して透明導電層の背面に接着された発光粒子層と、  
 d ) 発光粒子層の背面側に配置され、絶縁体粒子を含んでなる絶縁層と、  
 e ) 絶縁層の背面側に配置された背面電極  
 とを有してなるエレクトロルミネッセンス素子において、

上記発光粒子は上記絶縁層に実質的に埋設されておらず、  
 記透明導電層、前記発光粒子層、前記絶縁層および前記背面電極は、前記透明導電層の長さ方向に沿って連続して延在し、

さらに、前記透明導電層の背面に電気的に接続され、前記透明導電層の幅方向寸法より

も小さな幅方向寸法を有し、かつ、前記透明導電層の長さ方向に沿って連続して延在する  
する少なくとも1つのバスをさらに含んでなり、そのバスは前記背面電極とは電気的に接  
続されていないことを特徴とするエレクトロルミネッセンス素子。